三　対象事業所の設置又は整備に伴い、イに掲げる日からロに掲げる日（次項において「完了日」という。）までの間（第五号及び第六号において「基準期間」という。）において、求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。）等（当該事業主に雇用されていた者以外の者にあつては、公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は職業紹介事業者等（地域雇用開発奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）に紹介されたものに限る。）を継続して雇用する労働者として三人（創業の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主であること。

イ　平成二十八年四月十四日から当該事業主が前号の計画を熊本労働局長に提出した日までの間で当該事業主が指定する日

ロ　対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を熊本労働局長に提出した日（当該届をイに掲げる日から起算して一定の期間を経過する日までの間に提出しない場合にあつては、当該期間を経過する日）

四　前号の雇入れが熊本県における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

五　基準期間において、第三号の雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

六　第三号の雇入れに係る対象事業所に雇用されていた者であつて、基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

七　第三号の雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

2　前項の規定にかかわらず、前項の事業主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、そのとき以後、地域雇用開発奨励金は支給しない。

一　完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における前項第三号の雇入れに係る対象事業所の労働者の数が完了日における当該者の数未満となつたとき。

二　完了日後において、対象事業所で前項第三号の雇入れに係る者を雇用しなくなつたとき（当該労働者を雇用しなくなつたとき（解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。次号において同じ。）によるものを除く。）以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者として求職者を雇い入れたときを除く。）。

三　完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間中において、対象事業所の労働者を解雇したとき。

3　第一項の規定にかかわらず、地域雇用開発奨励金（第一項の規定によるものに限る。次項において同じ。）は、国等に対しては、支給しないものとする。

4　第一項の規定にかかわらず、地域雇用開発奨励金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他の不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、支給しないものとする。

附則第十七条の五及び附則第十七条の七中「、第百四十条及び第百四十条の二」を「及び第百四十条から第百四十条の三まで」に改める。

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　雇用保険法施行規則第百四十条の三第一項に規定する地域活性化雇用創造プロジェクト（雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第三条　雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち雇用保険法施行規則第百条の八第三項の改正規定中「求職活動関係役務利用費支給申請書」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書」に改め、同令第百一条の二の十二第一項第一号の改正規定中「書面」を「記載した書面」に、「職務経歴等記録書」を「記載した職務経歴等記録書」に改め、同令第百一条の十一の二の改正規定を次のように改める。

第百一条の十一の二第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同条を第百一条の十一の二の三とし、第百一条の十一の次に次の二条を加える。

（法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める者）

第百一条の十一の二　法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める者は、児童の親その他の児童福祉法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない労働者とする。

（法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定めるところにより委託されている者）

第百一条の十一の二の二　法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定めるところにより委託されている者は、児童福祉法第六条の四第二項の規定による養育里親に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

第一条のうち雇用保険法施行規則附則第一条の二第二項の改正規定の次に次のように加える。

附則第十六条第一項中「六十五歳以上の求職者」を削る。

第一条のうち雇用保険法施行規則附則第二十七条の改正規定中「又は高年齢被保険者」に改め、「一般被保険者」の下に「又は高年齢被保険者」を加え、同条第四項中「一般被保険者」の下に「又は高年齢被保険者」を加える。」を「」に改める。」に改める。

附則第一条第一項中「雇用されている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。）」を「雇用され、施行日において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の二に規定する高年齢被保険者となつたもの」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）第百十八条の二第四項から第六項までの規定は平成二十八年八月二十四日から、新雇保則附則第十六条の規定は平成二十八年四月十四日から適用する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第二項第一号イの再就職援助計画又は同項第二号イの求職活動支援基本計画書を提出した事業主に対する当該再就職援助計画又は当該求職活動支援基本計画書に係る再就職支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百二条の五第六項第一号イの雇入れを行つた事業主又は同項第二号ロの職業訓練計画を提出した事業主に対する当該雇入れ又は当該職業訓練計画に係る受入れ人材育成支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村が、新雇保則第百十条第九項第一号イ(1)に該当する者の就労の支援に関して都道府県労働局又は公共職業安定所と締結した協定に基づき、公共職業安定所に対し職業紹介、職業指導等を行うことを要請した者であつて、施行の際現に公共職業安定所が職業紹介、職業指導等を行つているもの（六十五歳未満の求職者であつて、職場適応訓練受講求職者ではないものに限る。）については、同号イ(2)に規定する期間を定め職業紹介、職業指導等を行うことを要請している者とみなす。

4　施行日前に旧雇保則第百十二条第二項の規定に基づき対象事業所の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画に係る対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を都道府県労働局に提出した事業主に対する当該計画に係る地域雇用開発奨励金の支給については、新雇保則附則第十六条の規定を適用しない。

5　施行日前に旧雇保則第百十六条第四項第一号の要件を満たした事業主に対する同条第一項の介護支援取組助成金の支給については、なお従前の例による。